

# あ い さ つ

～集落法人育成の手引改訂にあたって～

本県農業が将来にわたり持続的に発展するためには、新たな担い手の確保・育成と、優良な農地を守り利活用を図ることにより、産業として自立できる農業を実現することが喫緊の課題となっています。

このため、平成22年12月に策定した「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」においても、「地域の核となる経営力の高い担い手の育成」を重点施策として位置づけ、農地を面的に集積し、効率的な経営を行うことができる集落法人の育成と経営の高度化を進めています。

平成24年3月現在、県内で215法人が設立され、水田カバー率は12%となっています。これまでは全戸参加型の集落法人を中心に設立されてきましたが、担い手中心型の集落法人の増加や農業参入企業が特定農業法人となる事例が出てくるなど、地域の実情に応じた様々なバリエーションの集落法人が設立されています。

集落法人の設立にあたっては、集落の合意形成や営農計画の作成に加え、法人登記、税制、社会保険制度等、広範な知識が必要となります。平成14年3月に集落法人設立の手引書として本書をまとめて以来、集落リーダーや支援機関職員の皆様に活用を頂いておりましたが、最終改訂から4年を経過し、関係諸制度の改正や社会環境の変化等により内容修正の必要が生じたため、今回、改訂（第四訂）を行いました。

今後とも、この手引書が集落法人設立や経営の高度化の一助となることを期待しております。

最後に、今回の手引の作成に当たって、関係者の皆様に御協力いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

広島県農林水産局長 富永 嘉文